

由利本荘市空き家情報登録制度実施要綱

平成26年4月1日

改正 令和3年3月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和3年5月1日

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する空き家の有効活用を通して、定住を促進し地域の活性化を図るために実施する由利本荘市空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として取得し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等の営業を目的とするもの、倒壊等の危険性があり、生活の場として機能しないものは除くものとする。
- (2) 「所有者等」とは、当該空き家に係る所有権者で、売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 「空き家バンク」とは、空き家を所有し、当該空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から情報登録の申込みを受けた物件を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し、紹介する制度をいう。
- (4) 「仲介業者」とは、本制度に賛同し、登録者と利用者との間における売買及び賃貸借等の交渉、及び契約の媒介を行う者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録)

第4条 空き家バンクへ空き家の登録を希望する所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めた場合は、空き家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定により登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」

という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書(様式第3号)を、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第6条 市長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は空き家バンク登録抹消届出書(様式第4号)の提出があったときは、空き家バンクの登録を抹消するとともに、空き家バンク登録抹消通知書(様式第5号)により登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(空き家情報の公開)

第7条 市長は、市公式ホームページへの掲載、空き家バンク担当課での登録台帳の閲覧、その他の方法により空き家情報を公開するものとする。ただし、登録者が希望しない方法については、この限りでない。

(利用者登録)

第8条 空き家バンクの情報利用者で、登録物件について、相談、交渉を希望する者(以下「利用者」という。)は、空き家バンク利用者登録申込書(様式第6号。)に誓約書(様式第7号)を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、利用者として適当であると認めるときは、空き家バンク利用者台帳(以下「利用者台帳」という。)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用者登録完了書(様式第8号)により申込者に通知するものとする。

(利用者に係る登録事項の変更)

第9条 利用者は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用者登録変更届出書(様式第9号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(利用者の登録の抹消)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するとともに、空き家バンク利用者登録取消通知書(様式第11号)により当該利用者に通知するものとする。

- (1) 利用者本人から空き家バンク利用者登録抹消届出書(様式10号)の提出があったとき
- (2) 利用者登録申込書の内容に虚偽があったとき
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると市長が認めるとき
- (4) 利用者登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない

(5) その他市長が適当でないと認めたとき

(登録物件の交渉申込み)

第 11 条 登録物件の交渉を希望する利用者は、登録物件交渉申込書（様式 12 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、当該物件の登録者及び仲介業者に通知するものとする。

(登録者と利用者の交渉等)

第 12 条 市長は、登録者と利用者が行う売買及び賃貸借等の交渉及び契約について、直接これに関与しないものとする。

2 登録者又は仲介業者は、交渉等の結果について遅滞なく市長にその内容を報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 登録者及び利用者並びに空き家登録台帳又は利用者台帳の登録情報を利用する者は、由利本荘市個人情報保護及び電子計算組織利用に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 27 号）の規定の趣旨に基づき、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家登録台帳及び利用者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと
- (2) 個人情報を市長の承諾なくして複製し、又は複製しないこと
- (3) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること
- (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

空き家バンク登録申込書

令和 年 月 日

由利本荘市長 様

申請者

住所 〒

氏名

電話番号

— —

由利本荘市空き家バンクに登録したいので、次のとおり申し込みます。

所在地	〒 由利本荘市						
所有者名							
空き家の構造	材質：木造・コンクリート・その他（ ） 構造：平屋建て・2階建て 敷地面積： m ² 建築面積： m ² 延床面積： m ²						
設備	電気	1 即利用可	2 手続きが必要	3 利用不可	最寄施設等の名称・距離	駅	km
	ガス	1 即利用可	2 手続きが必要	3 利用不可		バス停	km
	水道	1 即利用可	2 工事が必要	3 利用不可		市役所	km
	キッチン	1 電気 2 ガス				病院	km
	バス	1 電気 2 ガス 3 灯油				保育園	km
	トイレ	1 水洗 2 くみ取り式				小学校	km
	駐車場	1 有（可能台数 台）		2 無		中学校	km
	ペットの飼育	1 飼育可（屋内・屋外）		2 飼育不可		スーパー	km
建築年・経過年数	年建築（空き家となった時期 年 月）						
売却・賃貸の別	1 売却 2 賃貸 3 どちらでも可						
価格・賃料	1 売却 万円 2 賃貸 月 万円						
付帯物件							
特記事項							
契約交渉	契約交渉に係る全てについて、次の市に登録されている宅地建物取引業者へ仲介を依頼します。（業者名： ）						

添付書類： 身分を証するもの（運転免許証の写しなど） 登記の全部事項証明書（土地及び家屋）
 登録を申請する物件の図面、間取り図 媒介契約書の写し

申告及び同意

登録申込書の記載事項に偽りはありません。

登録情報については、由利本荘市ホームページへの掲載に同意します。

令和 年 月 日

氏名

委任状

令和 年 月 日

由利本荘市長 様

委任する人	住所				
	氏名		生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
	私は、次の者を代理人として、由利本荘市空き家バンク登録台帳に登録する物件に関する一切の権限を委任します。				
代理人	住所				
	氏名		生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
	委任する人との続柄				

※必ず、委任する人が太枠線を全て直筆で記入してください。

※代理人には、身分確認のため、身分を証するもの（運転免許証の写しなど）を提出していただく必要があります。

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日
第 号

申請者様

由利本荘市長 印

空き家バンク登録完了通知書

由利本荘市空き家情報登録制度実施要綱 第4条第2項の規定により、空き家バンク登録台帳への登録が完了したので通知いたします。

登録番号： 第 号

登録日： 令和 年 月 日

有効期限： 令和 年 月 日

※変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

由利本荘市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

— —

空き家バンク登録変更届出書

由利本荘市空き家情報登録制度実施要綱 第5条の規定により、空き家バンク登録台帳の変更をお願いします。

登録番号：	第 号
登録事項の 変更内容：	

様式第4号（第6条関係）

令和 年 月 日

由利本荘市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

— —

空き家バンク登録抹消届出書

空き家バンク登録台帳への登録を抹消したいので、届出いたします。

登録番号 : 第 _____ 号

取消理由 : _____

様式第5号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

申請者 様

由利本荘市長 印

空き家バンク登録抹消通知書

由利本荘市空き家情報登録制度実施要綱 第6条の規定により空き家バンク登録台帳への登録を抹消したので通知します。

登録番号 : 第 _____ 号

取消理由 : _____

由利本荘市長 様

申請者
氏 名

空き家バンク利用者登録申込書

空き家バンクを利用したいので、次のとおり申し込みます。

住 所	(〒 -)
氏 名	
年 齢	
職 業	
同居人数	
電話番号 (自宅)	
電話番号 (携帯)	
ファックス番号	
E-mail	
利用目的	住宅 ・ 店舗付住宅
移転理由	定住 ・ 二地域居住 ・ その他 ()
特記事項	

添付書類：□身分を証するもの（運転免許証の写しなど）

由利本荘市個人情報及び電子計算組織利用に関する条例（平成17年由利本荘市条例第27号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

誓約書

由利本荘市長 様

私は、由利本荘市空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）の利用申込みに当たり、由利本荘市空き家情報登録制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申込みを行います。また、空き家バンク利用者登録申込書の記載事項に偽りがないことを誓約します。

なお、空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、由利本荘市の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第8号（第8条関係）

令和 年 月 日
第 号

申請者様

由利本荘市長 印

空き家バンク利用者登録完了通知書

由利本荘市空き家情報登録制度実施要綱 第8条第3項の規定により、空き家バンク利用者台帳への登録が完了したので通知いたします。

登録番号： 第 _____ 号

住 所： _____

氏 名： _____

登録日： 令和 年 月 日

有効期限： 令和 年 月 日

※変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第9号（第9条関係）

令和 年 月 日

由利本荘市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

— —

空き家バンク利用者登録変更届出書

由利本荘市空き家情報登録制度実施要綱 第9条の規定により、空き家バンク利用者台帳の変更をお願いします。

登録番号	第 号
登録事項の変更内容	

様式第10号（第10条関係）

令和 年 月 日

由利本荘市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

— —

空き家バンク利用者登録抹消届出書

空き家バンク利用者登録台帳への登録を抹消したいので、届出いたします。

登録番号 : 第 _____ 号

取消理由 : _____

様式第11号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

申請者 様

由利本荘市長 印

空き家バンク利用者登録取消通知書

由利本荘市空き家情報登録制度実施要綱 第10条の規定により空き家バンク利用者台帳への登録を取り消したので通知します。

登録番号 : 第 _____ 号

取消理由 : _____

由利本荘市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

— —

登録物件交渉申込書

由利本荘市空き家情報登録制度実施要綱 第11条第1項の規定により、次の登録物件について交渉を申し込みます。

物件登録番号	番
購入又は賃借の別	<input type="checkbox"/> 購入希望 <input type="checkbox"/> 賃貸希望
利用方法	<input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> 滞在 <input type="checkbox"/> その他（ ）
利用するに当たっての希望事項	